

事 務 連 絡
令和4年1月5日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男

電気通信工事業に係る建設業法第七条第二号ハの国土交通大臣が認定する者への
工事担当者の追加について（情報提供）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年12月27日に公布・施行された「建設業法施行規則の一部を改正する
省令（令和三年国土交通省令第八十一号）」を踏まえ、電気通信工事業における主任
技術者の要件を満たす者の追加について、国土交通省建設業課より別添のとおり通知
がありましたので、情報提供いたします。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について貴会会員企業の皆様へ
周知賜りますようお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

- ・（事務連絡）国土交通書不動産・建設経済局建設業課
- ・（官報）建設業法施行規則の一部を改正する省令

【担当】事業部 沖村 TEL：03-3551-9396 FAX：03-3555-3218 E-mail：jigyo@zenken-net.or.jp
